

○ 委員長

続きまして43ページ、高齢者福祉施設について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

43ページの高齢者福祉施設ですが、特別養護老人ホーム、民間移譲の是非について検討を行うと書いてあります。筑穂ですね。理由がわからないんですよ。わかりやすく説明してもらえませんか。

○ 高齢者支援課長

民営化ありきではなく、基本方針に示しておりますように、指定期間満了後も公的機関の関与の必要性、民間活力の活用等を総合的に勘案し、民間移譲の是非について検討をするものです。

○ 川上委員

この文章を読んだら必ず民間移譲が先にありきと思うでしょう。ご本人が書いたんですか。勘案しながら民間移譲について検討する必要があると書いているんですよ。前段は全部、導入じゃないですか。結論は民間移譲について検討する必要があるというのがこの文章の結論です。ですから、筑穂の現在、社会福祉協議会が委託を受けているものについては、民間委託をするということで検討を始めるべきだというのがこの文章でしょう。違いますか。

○ 高齢者支援課長

先ほど答弁しましたように、民間移譲の是非について検討を行うものであります。

○ 川上委員

ちゃんと文章を読んでくださいよ。民間移譲の是非にか書いてないでしょう。民間移譲について検討する必要があると書いているじゃないですか。是非とか書いてないですよ。内容のところを言っているんですよ。こういうのは水掛け論というか、大したところじゃない言葉の問題だけど、これは民間移譲を目指す必要があるとっているじゃないですか、明確に。だからなぜかと聞いているんです。どういう不都合が公立ではあるのかと。何か不都合があるんでしょう。答弁を求めます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:32

再 開 14:42

委員会を再開いたします。

○ 高齢者支援課長

民間移譲についてですが、全国的にも特別養護老人ホーム等の移譲について行われております。当市におきましても、指定管理終了後におきましてこのまま指定管理でいくか、民間にするかについてを、今後検討させていただくものです。

○ 川上委員

その理由を聞いているわけですよ。療養型と医療型で38万ベッドがあつて、これを大幅に削減してくるわけでしょう。それで、これから団塊の世代が、高齢化が進んでいって、在宅できる場合もあるかもしれないけど、施設にどうしても入らないといけない場合があるでしょうし、現在施設におられる方は国のこの制度が進行すると、行くところがないという人たちがほとんどなんですよ。それでも福岡県では2万人おられるそうですね。出そうというわけですから。深刻な状況があるわけです。そういう中でなぜ飯塚にたった一つしかない特別養護老人ホームから自治体が手を引かないといけないのかと思うわけですよ。それで、理屈どおりに言えば、直営で指定管理機関が終われば、直営外部委託というものもあるでしょうけど、直営でいくか指定管理でいくかを判断せないかんわけでしょう。違いますか。部長どうですか。企画調整部やないですかね。大体指定期間満了すれば、直営でいくか指定管理でいくかその選択を

検討せないかんのではないですか。どうですか。

○ 高齢者支援課長

そのことを含めまして検討させていただくものであります。

○ 川上委員

じゃあそのようにここを書き直してください。このままだと直営でいくのか指定管理でいくかを検討せずに民間移譲を前提とする、というふうになっているわけですよ。何か今の段階で社協のあとは自分が民間移譲受けたい、という希望が寄せられているんですか。どうですか。

○ 高齢者支援課長

いま現在そのようなことはあっておりません。基本方針に示しますように直営でいくか民営化でいくのか、是非について検討を行うものであります。

○ 川上委員

ですから、ここは説明不足でしょう。文章が間違っていますよ。だからこれは書きなおしたほうがいいんじゃないかと指摘しておきます。

続けて高齢者福祉センターの統廃合についてです。高齢者の基本的な身体的な特徴からくる行動半径というのはどれぐらいですか。

○ 高齢者支援課長

申し訳ありません。承知しておりません。

○ 川上委員

研究者によっていろいろあるんでしょうけど、私が知っている方の研究によると、500mです。この範囲内に例えば温浴施設をつくらうとすれば一番いいところにつくらないといけないんです。目尾のああいいうところにつくると、高齢者が迷惑するんです。今度の統廃合になると、いま500mの範囲にみんな入っているというんじゃないですよ。この統廃合を打ち出しているんだけど、その際に高齢者のそういう、行動半径を500mだといいましたけど、その諸々の高齢者の特徴について考慮することがあったと思うんですね。どういう点を考慮しましたか。

○ 高齢者支援課長

福祉バスなどでございます。

○ 川上委員

それから。

○ 高齢者支援課長

福祉バスなどを有効活用するというふうに検討が必要かと思われまます。

○ 川上委員

その地域になじんできたものがなくなるわけです。高齢者が、ここに統廃合しましたと。そこに行けるかどうか考えたことがありますか。今の高齢者の状況。行ける人もおられるでしょう。人間関係がいろいろあるじゃないですか。どこかに「新しくて綺麗なのができたからそこにバスに乗って行きましょうよ」と。「はい」と皆さん言えるかどうか、そういうことも考慮しないといけないんじゃないですかね。それからいま福祉バスといわれましたけど、コミュニティバスのことを言われているんですかね、いま公共交通会議のほうで検討している。そしたらあなた方は総合政策課か何かに来年から走るバスは低床で車椅子も乗れるような、そういうバスにしてくださいとかいうことを要望しなきゃいかんですね。そんなことを考えましたか。

○ 高齢者支援課長

総合政策課に対しての意見・要望は出しております。

○ 川上委員

それは別の機会に詳しく聞かせてもらいたいと思います。それから、お風呂を利用実態に合わせた短縮と書いてあるんですよ。利用実態に合わせてサービスを充実するなら延長とかいう

ことはないんですか。大体恒例の方が夜遅くというのは少ないだろうと思いますけど。これは何か根拠があって短縮というのを言われておるんですかね。

○ 高齢者支援課長

筑穂老人福祉センターの開館は午前10時からですが、大多数の方は午後1時から3時までとなっています。颯田高齢者福祉センターは午前10時から午後1時までが利用者の方がピークでございます。そのような時間帯、お風呂を沸かす時間が午前10時から午後4時となっておりますので、そのような利用実態に合わせてサービスの低下を招かないように入浴時間等の検討をしたいと考えております。

○ 川上委員

それでどれだけ財政削減をしようとか、そういうことを考えたんですかね。それから、デイサービスの移譲と貸与というのがあるんですね。これも理由が書いてないし、どうしてこういうことを考えているのか、お尋ねします。

○ 高齢者支援課長

あくまでも当該施設においてデイサービス事業を今後も継続していくということを含めまして、移譲又は貸与についての検討を始めたいと考えております。

○ 川上委員

ここは桜の園のことだ、と言っているんですか。お尋ねします。

○ 高齢者支援課長

この施設は、筑穂高齢者生活福祉センターでございます。

○ 川上委員

一つだけを言っているんですね。筑穂のそれだけを言っているんですね。他にないんですね。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:52

再 開 14:53

委員会を再開いたします。

○ 高齢者支援課長

高齢者支援課所管で実施しておりますデイサービス事業につきましては、筑穂高齢者生活福祉センター1箇所でございます。

○ 川上委員

なんだかずっと書いてあることと答弁を聞いていますと、筑穂町は、合併前はいろいろ住民の批判を受けることもあったかもしれないけれども、福祉については相当に住民の支持を受けておったんですよ。近隣から、私も行きましたけど、見学が今もあっていると思いますよ。そういうところを民間移譲するだとか公の責任を放棄するような方向にどんどん移動しているように、筑穂の方は思われると思うんです。合併しなきゃよかったという声をもっと高まるんじゃないですか。もう戻れませんよと言えないでしょう。だから、総合計画に書いてある「人が輝き…」というスローガンのとおり役所が果たすべき役割をきちんこの分野でも果たす必要があると思います。そのように指摘して、質問を終わります。

○ 委員長

続いて梶原委員の質疑を許します。

○ 梶原委員

失礼します。川上委員がほとんど言ってくさいましたので、地元であります筑穂の高齢者生活福祉センターですけれども、筑穂地区の内野というところにあります。その内野地区の方の強い要望がありまして、急激な過疎化が進んでおります。その中で唯一、他の施設が無い内野地区では絶好のお年寄りの憩いの場として利活用されていると。年間8000人ほどの利用

者があります。それで、このお年寄りの最大の楽しみを奪うようなことは、できるだけやめていただきたいと、そういうふうに希望が出されております。そういうことでございますので、その部分についてはしっかり検討いただいて、地域性も考えてもらって配慮していただきますようお願いいたします。

○ 委員長

続いて、44ページ、保健福祉総合施設について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

保健福祉総合施設についてですが、44ページですね。この分野の統廃合についての考え方をまずお尋ねします。

○ 社会・障がい者福祉課長

保健福祉総合センターにつきましては、合併に伴いまして本市の場合は筑穂、穂波、庄内の3箇所でございます。これに対し、類似団体では1箇所ということで、個数として若干多いということで複合化・多機能化について検討を行うということで検討の方針がなされております。ただ、この3施設につきましては、介護事業等の機能を有しているところ、また、庄内の保健福祉センターのように保健センター、福祉センター、デイサービスセンターのそれぞれの3施設の位置づけがされた複合施設などがあること、そのほかに台風時におきます自主避難所としての避難所の設定がされていることなど、いろいろな地域の必要に応じた機能を持っておりますので、そのような状況をふまえながら検討してまいりたいと考えております。

○ 川上委員

筑穂、庄内、穂波でしょう。いずれも立派な施設、それから先ほども繰り返して言っていますけど住民から親しまれて近隣からも勉強に来るようなところなんですよ。この3つを統廃合を含めて検討するというんですね。読んでみると、類似団体と比較して飯塚市が1.1倍になっていると。この0.1があなた方は気に入らないというわけですね。1.1箇所と。0.1箇所が気に入らないというわけですね。

(発言するものあり)

まあいずれにしてもいいですよ。多くて何が悪いかと思うわけです。財政が厳しい、厳しいといい続けてがんばってきたそれぞれの自治体が自分たちが税金で負担してつくった施設でしょう。みんな喜んでいて。それを合併して新しい飯塚市がどういう立場で統廃合とか言いだせるのかと思うんですよ。統廃合とかいったら格好がいいけど、一つか二つは廃止しますよということでしょう。じゃなければ統廃合といわないんですよ。3つあるんだから。筑穂を廃止するんですか。庄内を廃止するんですか。穂波を廃止するんですか。あんな立派なのを統廃合とか考える理屈が無いと思うんですよ。1.9というのがありましたけど。この基本方針を読んだの大きいなぞの一つです。もう一つわかりやすくいってくれませんか。

○ 社会・障がい者福祉課長

今ご質問がありましたとおり、それぞれの施設は合併前の各町におきまして各地域の保健福祉の機能的な施設として建設されております。先ほど言いましたことにつきましては類似団体が平均で1.1箇所。当然今回合併しまして、うちに3箇所あるということで、これらの必要性について検証を行うということを含めまして、いろいろな面から検討を行って整理をしていきたいと考えております。

○ 川上委員

検証するというならかなりの大きい額を投下してつくり、維持してきたわけですよ。ずいぶん投下した額がたくさんなるでしょう。その費用と同時に地域の福祉の向上にどれだけ貢献できたかいうのを検証するほうが先じゃないかと思うんですね。これは統廃合とか貸与とかいう話じゃないと思いますよ。これから、くどいけど、団塊の世代がどんどん来るわけでしょう。みんな元気を保たないといけないじゃないですから。それからいうと統廃合とか検討する暇が

あつたらどういふふうになつて充実にせたいか、鯉田工業団地とかやめて、入札もできないんだから。そういう方向に、市のエネルギーをつぎ込むべきだと思いますけど。指摘をしたいと思つています。

それから、それとの関係もあると思つていますが、多機能化だとか複合化、トレーニング室、浴室の問題、各種事業と書いてあるんですが、これは統廃合とリンクした話なんですか。それとも統廃合は別の話でこれはこれで充実にするといふふうになつてゐるんですか。

○ 社会・障がい者福祉課長

施設の統廃合につきましては、先ほどご説明いたしましたように各施設がいろいろな機能を持っておりますので、これらを基本的に整理したなかで統廃合ができるかどうかということを検討していきたいと思つております。また、トレーニング室とか浴室につきましては、いろんなところに設置されている面もございますので、それにつきましても整合性を図つて検討してまいりたいと思つております。

○ 川上委員

この3つの統廃合を考えるくらいなら、目尾のプールの横にトレーニングセンターを作ろうとしてゐるでしょう。あそこの人気の無いところにつくろうとかいふんじゃなくて、実際お年寄りとか介護予防とか、そういうことが必要な方が住んでおられるところにつくるべきですよ。所管が少しずつ違ふのかもしれませんが、あれはスポーツ施設でしょうけど、発想が少し後ろ向きになつてゐるんじゃないですか。もっと思い切つて保健福祉充実にのほうで。統廃合するといつたつてお金はそんなに浮かないでしょう、はっきりいつて。鯉田工業団地と比べれば。といふことで質問を終わります。

○ 委員長

45ページ、その他の社会福祉施設について、質疑を許します。川上委員。

○ 川上委員

サン・アビリティーズいづかは指定管理者で現在運営されてゐるわけですね。それで、期間満了があつて2年くらいですか。何年かということなんでしょうけど、指定管理者制度を継続するといふふうになつてゐる。指定管理者制度を導入して以降の長所、不十分さ、それを補ふためには、どういうことが役所に求められるのか、といふのはどういふ検討をされてゐるのでしょうか。

○ 社会・障がい者福祉課長

現在、指定管理者につきましてはNPO法人の飯塚障がい児者団体協議会のほうにお願いをいたしてあります。これにつきましては障がい者関係で活動されます各種市民活動団体等の協議会を持って構成をされた経過でございますので、利用者の方のご意見、民間の市民の方の発想による取り組みなどが図られるものと期待をいたしてあります。行政の関与につきましては、今後、今までもそうですが、活動状況を検証しながら施設の有効な利用、利用者の利便性の向上に努めてまいりたいと思つてあります。

○ 川上委員

私はサン・アビリティーズについて言へば行政が関与すべきなのは施設の修繕・改良について財政出動することだと思つてゐますよ。指定管理者制度だからそのなかからどうかしてくれ、ということじゃなくて、出すべきものは出すといふことで検討したほうがいいと思つてゐます。飯塚市立病院についても議会の多くの方々も、「一銭も出さないといふ市の態度はどうか」と。「医師確保を始めとして必要な財政出動はすべきじゃないか」といふ意見の方もずいぶん増えているんじゃないですか。福祉だとか医療だとかいふのは同列に並べられないといふのがあると思つるので、私は是非必要な財政出動はあつて当然といふふうになつてゐます。それから穂波のふれあい会館についてですが、譲渡、貸与といふのはもう話し合いを始めておられるんですか。

○ 社会・障がい者福祉課長

このふれあい会館の譲渡、又は貸与の件につきましては、現在、まだ何も話をいたしておりません。

○ 川上委員

社協の側からしてみると、例えば桜の園があなたでいくかどうかわかりませんよと、そもそも。指定管理者でいくかどうかわかりませんよと。民間移譲するかもしれませんよといわれているわけでしょう。そしてこういうのもある、他にもある。貸与を受けるのもあるかもしれないけど。だから社協の今の経営状態についてはいろいろ聞いていますけど、一定の中期計画をもたないと社協も仕事しにくいはずなんですよ。この基本方針が3月に出されて社協があなた方に何も言わないというのは不自然ですね。だから、担当課のほうに言われてなくても部長とか副市長クラスのほうには社協のほうから何らかの説明を求めるとか、リアクションがあったんじゃないですか。副市長、無かったですか。

○ 副市長

何もありません。

○ 川上委員

そうかなと思うんですけどね。というのが、こういう重大な経営上大きい影響があることじゃないですか。何年か先とは言えども。社協が必死になってどういう事情かと。こうしたい、ああしたい、というのも言って当然だろうと思うんですよ。それが無いというのが社協、大丈夫なのかなと思うんです。

それから忠隈住民センターはシルバー人材センターですか。原油高騰で、指定管理料の配慮はなかなか困難という状況になっているんでしょうね。ゆずとかレモンとかリンゴとかそういうのを浮かべたりしていろいろ、サービス向上とか愛される施設に、という努力もあったようなんですね。そういう努力をされておるんですけども、それはもう、終われば地元のほうに渡してしまいたいということなんですよ。シルバーと話をされていますか。

○ 社会・障がい者福祉課長

地域への移譲につきましては、シルバーとは直接話をしておりません。

○ 川上委員

地域への移譲というのも地域の状況をあなた方のほうがよくご存知でしょう。どういう人たちが移譲を受けることができるのか。地域に移譲と書いているわけでしょう。だから、あなた方のこのとおりの方針で行くとシルバーが指定管理はやめると。地元移譲の方向で協議したけど受けれる方がいなかったの、やむを得ず廃止ということになる危険性があるんじゃないかと思うんですよ。やっぱり合併しなければよかった、というようなことにもなりかねないと思うんですよ。本当に財政削減がどのくらいこれでできるのか、できんのかとかね、それが飯塚市の耐力にとってどの程度のものなのかということを実際に真剣に考えたほうがいいですよ。考えなきゃいかんと思います。

それから、浴場の開場時間の短縮、これは現状の指定管理者制度の枠の中でしょうという考え方ですか。

○ 社会・障がい者福祉課長

本年5月頃だと思いますけど、原油の浴場用の燃料の急騰に伴いまして、シルバー人材センター、及び穂波福祉センターの指定管理者でありますトキワビル商会、この両者のほうから協議の申し出があっております。これにつきまして協議を行いました結果、今回の対応につきましては、使用料、指定管理料の増額は行わず経営努力という面に対応したいということで時間の短縮による使用燃料の削減、その他お風呂のふたを設置したり、節水シャワーとか利用者の節水への呼びかけ、こういうことで対応することで協議をすすめて実施する予定といたしております。

○ 委員長

46ページの健康増進・医療施設について質疑を許します。

○ 川上委員

健康増進・医療施設、保健センター、一つに統合するという考え方についてどういう考えなのか、お尋ねします。

○ 健康増進課長

現在、保健センターにつきましては飯塚保健センター、穂波保健センター、庄内ハーモニーの3箇所に分散いたしておりますけれども、分散配置につきましては職員の効率的な活用が難しい、また、職員の意思の統一、周知等ばかりにくいなどのために、職員を一箇所に統合させたいと考えております。なお、場所につきましては今後検討したいと考えております。現在の各教室、健診事業等につきましては分散で配置いたしております穂波の保健センターと庄内のハーモニーで事業を行う場合を除いては職員が出向いて事業を実施いたしております。また、各相談事業につきましても保健センターから各地区の施設やご家庭に出向いて実施したいと考えております。

○ 川上委員

今の答弁、市長も聞かれたでしょう。見事に、利用者のため、住民サービス、利用者サービスを向上させるという観点よりは職員を一箇所に集めるとか、減らすとか、そのためにやるんだという答弁ですね。逆立ちしているんじゃないですか、今の答弁を聞くと。それが財政削減につながるという意味も含まれるんですかね。

○ 健康増進課長

一箇所に集めることにつきましてはの財政削減効果というのは直接的にはございません。ただあとに繋がります、どこに一箇所に集めるか、統括するかということにつきまして、現在3箇所配置いたしておりますが、飯塚の保健センター、手狭で老朽化しているということから、統合させる施設としては難しい、困難ではないかと考えております。このため、統合の活用法につきましては、各種団体と協議していかねばならないと考えておりますけれども、この管理経費につきましては財政効果があることになると考えております。

○ 川上委員

最初は、削減効果はないと答弁の最初に言われたんですね。いま、締めくくりは効果があるといわれましたね。ちょっとわかりづらかったんですけど。

○ 健康増進課長

ただ単に統合するというのであれば今まで、庄内のハーモニー、また穂波の保健センターに配置いたしております。飯塚の保健センターとありますけれども、まだ、ただ単にどこかに集めるということだけの観点から言えば、財政効果は特にないということになります。ただ、検討の過程の中で飯塚の保健センターにつきましては、人員のキャパシティといいましようか、施設のキャパシティ等もございませんものですから、そののところを考慮いたしますと、そこでの事業を遂行することは困難になってまいりますので、その分につきましては今後どのようにこれを活用するのかということについての検討等になってまいりますけれども、そこについての管理経費等はなくなってくるということでございます。

○ 川上委員

これは基本的に解体、廃止、統合なんですね。今のお話を聞いていますと。それは基本的には市職員の都合によるというふうに分かれました。理屈がわかりません。一箇所でやるより3箇所とか4箇所とか、地域に根ざした形で続けたほうが住民サービスは充実すると思うんですよ。保健センター内のトレーニング室についてはどういうふうにご検討おられるんですか。

○ 健康増進課長

トレーニング室につきましては、保健センターだけでなく、3箇所の保健福祉総合センター、体育館などに併設されております。その目的につきましては、生活習慣病の予防とか改善、ま

た寝たきりの予防とか、そういった健康増進の目的や筋力の増強、向上などの耐力増進を目的としたものがございます。これらの施設につきまして、一体的・総合的に活用するよう検討していきたいと考えております。

○ 川上委員

要するに3行しか書いてないけど、センター内のトレーニング室を廃止するというのを書いているだけでしょう。違いますか。

○ 健康増進課長

飯塚の保健センターにつきましては、事務所とトレーニング室があるのみでございまして、事務所を廃止いたしますと、トレーニング室だけになりますので、その分につきまして、他の施設との一体的活用ということを検討して、実施してまいりたいと考えております。

○ 川上委員

場所は、施設は古いかもしれないけども、利用は非常に多いじゃないですか。みなさん生き生きと行かれていますよ。帰るときはすがすがしいお顔で帰られております。あの地域に必要なものだと思うんですよ。だから、一つ残るから廃止するというのは少し安易かなと思います。質問を終わります。

市立病院についてです。市立病院の問題については、この中に「医療体制の充実」という言葉が無いんですね。施設のあり方を検討しているから「医療体制の充実」という言葉が無いんですか。お尋ねします。

○ 健康増進課長

施設のあり方、これから長年にわたってどのような形で運営していくか、ということがございます。確かに現状といたしましては、医療の充実、医師の増強という課題になります。お答えしにくいところがございますけれども、将来的なこともそういうことを、という観点で医師ということについては記載しておりません。

○ 川上委員

医療施設はきちんと充実していかなければなりませんよね。しかし、医者がいないんだったら病院にかかれなんでしょう。それが先日の朝日新聞にもあれだけの大きい記事が載った所以だと思うんですね。だからこの基本方針の中で、12科250床というんだから、12科を目指すと。とりわけ脳外科だとか整形外科とかいうところは緊急に医師確保を図るべきであるとか、そういうことを書いてしかるべきじゃないですか。市長の立場から言っても当然書き込まれないといけません。誰が見てもそう思うんですよ。誰が見てもそう思うことをあなた方は書いてない。あえて外しているのかなと心配するぐらいですよ。なぜ書き込んでないんですか。書き込んでくださいよ。どうですか。

○ 健康増進課長

医師の確保につきましては、市長以下、部長、私共も懸命にあちこちお話をさせていただいているところでございます。極力早期にやるように努めたいと考えておりますのでその点につきましてはよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

委員会の場で齊藤市長は、「自分の知り合いの方にも声をかけてでも医師を確保しようとしたこともあるんだ」というふうに言われたぐらいですよ。それをなぜあなた方はここに医師確保というふうに書かないんですか。医師確保と書かなければ、実施計画の中でも医師確保をこうやってやっていきます、とか書かないでしょう。プランが立たないでしょう。財政出動については、議会の側だって先ほどから考え方が変わってきているわけですからね。だいたい1億円のお金をもらえるようになっていて部長が要綱を一つ見落としたために5千万円しかもらえなかったというのは前代未聞ですよ。処分を受けないというのも前代未聞ですよ。ありえない。だからここに闇があるんだけど、そのことと医師確保を乗り出そうとしないということと関係

が無いんですか。これは医師確保、市長、記入する、書き入れる覚悟は無いんですか。どうですか。

○ 財務部長

この基本方針につきましては、3月に作成させていただいております。それで、状況が変わっている部分がありますけれども、このままいかせていただきたいと思います。医師の確保につきましては4月以降の状況でございますので、そのあとの対応については今後検討してまいりたいと考えております。

○ 川上委員

医師確保に本気になっておるのかという重大な疑問が残る、ということを強く指摘しておきたいと思います。

それから、飯塚休日夜間急患センターの市立病院への併設について考え方を聞かせてください。

○ 健康増進課長

休日夜間急患センターにつきましては、現在2市1町で運営を行っております。現建物が老朽化していることもありますし、市立病院に将来的に編成することの是非についても関係機関と協議してまいりたいと考えております。

○ 川上委員

この急患センター、もし飯塚市立病院が医師を確保できずに引き続き経営危機が深刻化していくなら、地域医療振興協会は契約があるにもかかわらず契約解除を願い出る危険性がありますね。そういう場合は、後継医療機関が見つかるかどうかというのもあるんだけど、別の医療機関が入ってきた場合とか、このセンターはどういう関係になりますでしょうか。直接かわりはないですか。

○ 健康増進課長

今すぐに、飯塚急患センターと市立病院との関係になってまいりますけれども、今現在ということであれば特に関係は無かろうかと考えております。

○ 川上委員

質問の意味がよくわからなかったでしょう。地域医療振興協会が30年間やるわけでしょう、大体は。急患センターを併設すると。地域医療振興協会は医療行為ができなくなりました、というときはこの急患センターはどうなるのかと聞いたんですね。

○ 健康増進課長

経営の状況、やり方にもよろうかと考えております。直接的に市立病院がすべて運営するということであれば、もし市立病院が潰れた場合には倒産になりますけれども、そのようなことの無いように医師の確保に努めていかねばならないと考えております。またどのような形態で運営できるかということになりますけれども、そこに設置していろんなところから来ていただくというような医師の確保につきまして、現状の急患センター自体をこちらに持ってくるだけというような考え方であれば特に問題はないかもしれませんが、やはり母体が無くなれば困難なことだろうと思いますので、そのようなことの無いよう、努力したいと考えております。

○ 川上委員

重要な問題が含まれていることがわかりました。結局いま急がないといけないのは医師確保でしょう。でも、午後からはロビーにどれくらい患者がどれくらいおるか、行ったことがありますか。経営的にまず医者がないから患者は困るんだけど、病院は経営的にも破綻するでしょう、すぐ。後継医療機関の話があっているわけでもないわけでしょう、来ているんですか。そうすると、いま行政側が力を入れてやらないといけない医師確保ですよ。そのために財政出動しないとイケないわけですね。売れるかどうかわからないような土地に企業誘致するために

アドバイザーとかやっていますけど、医師確保はアドバイザーとかやっていたんじゃないですかね。ここにおる人たちが全員が力を合わせて市民にもよく相談しながら医師確保を進めていかないと、病院は本当に大変なことになると思うんですね。これだけ言っているのに基本方針に書き込みもしないし、決意も固めない。飯塚市立病院の問題は最初から市長の責任が一番大きいんですよ。どうですか市長、ここは明確に議会で指摘を受けているということで医師確保を明確に位置づけたらどうですか。答弁を求めます。

○ 副市長

いま質問者がるる言われますように、医者確保というのは急務課題だというふうに認識しております。私たちも機会あるごとに、それこそ市長じゃございませんけれども、親類とか知った方とか、そういう方に医者がおられないか、というようなことで働きかけはいろいろしておるんですけども、現実としてはまだそれが実現していないというような格好でございます。今後とも私たちも一所懸命市立病院を盛り上げていくつもりでございますので、医者確保には全力を挙げてまい進していきたいというふうに考えております。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。

○ 原田委員

やっとものが言えるようになりました。運動施設、これについてお伺いしたいと思いますが、体育館、野球場、武道館、諸々がそれぞれ市内に一箇所は必要であるとか市内の2、3箇所程度とか統廃合あるいは統合整理するというようなことであってあります。これは行革のほうが出ているわけですよ。後ろに委員会名簿が出ていますけれども、行革の推進委員会、委員名簿というのがありますが、この中で最終決定されたものだと思うんです。ところが、費土地例えば例をとって野球場を見えますと、先ほど午前中から川上委員の質疑にもありましたように、資料2、その中に野球場の利用者推移グラフというのがあります。飯塚野球場を除いてほとんど倍近くまで利用者が上がっているわけなんです。大会が増加したとかいろんな理由が述べられておりました。その中で庄内の野球場、あるいは穎田の野球場が廃止になった場合、どうするかといったときに、スポーツ振興課長、どこにいますかね。後ろのほうに下がっていますけど、県営の野球場に行けばいいなんてことを言いやがったわけでございますよね。例えば100歩譲って、万歩譲ってもですよ、大人であれば車でいきますけど、少年野球があった場合にあの201号線の山坂を筑豊ハイツのあそこまで登っていかなければならないんです。あの交通量の多い201号線、国道沿いですよ。また穎田からだったら山越え谷超えてあそこまで行かないといけないわけですよ。利用者数が減っているならまだいくら理解もできやすい部分があります。ところがこれを見ると倍近く増えているじゃないですか。大人であれば生涯学習、スポーツ振興という意味合いは十分あるわけですよ。そして生徒であれば、教育の一環としてどんどん進めなきゃいけない。学園都市・飯塚というのであれば、大学が3つありますよ、というだけじゃなくて本当に内容が伴った都市にならないといけないと思うんですよ。ところが逆行しているんですね。全部整理していくと。内容を精査せずに基本方針が作成されておるんじゃないだろうか、といっても過言ではないかと思うわけです。特に庄内の野球場なんかは庄内の中学校のグラウンドというのは多分飯塚市内の中学校で一番狭いんじゃないかと思うんです。グラウンドがありまして左が野球部、右端がソフトボールがっております。玉が行き交う真ん中でサッカーがっておりますね。これは危ないからということで確か今年から週に2、3回は野球場を貸していただいているんじゃないかなと思うんですね。そういう状況をわかった上でこの県営野球場に行け、とか何とかというのは、その真意は何かと本当は聞きたいんです。あなたに聞いても仕方ない。ただ行革の姿勢が私はおしなべて頭から予算から10%カットというようなそういった、安易なラインを作りすぎるのはいかなるものかなと思うんです。どういうつもりでこういった指針ができたのか、基本方針を作ったのか、あえてお伺

いをさせていただきたいと思います。

○ 財務部長

この公の施設のあり方に関する基本方針でございますが、これは始めのほうに書いておりますが、行革の大綱に基づいた公の施設の整理ということでこの基本方針をしております、いま質問者が申されますように、一律10%カットとかというような考え方で取り組んでいるものではございません。1市4町が合併いたしまして、やはり重複する施設が発生すると、そういう中で利用状況なり施設の新しいもの、古いもの、そういうものを考慮いたしまして、こういう基本方針を作成したものでございます。

○ 原田委員

考慮してあるのが見えるのであればこういう質問をしないんですよ。推移グラフが出ているじゃないですか。推移グラフが出た中でこういうふうに統廃合いたしますよ、というのは無茶じゃないですか、ということを一例を挙げていっているわけですよ。押しなべて10%カットというのは一つのたとえとして言ったんです。だから私の言いたいのは、内容をきちんと精査することなくただ安易に整理統合、整理統合だけで行き過ぎているんじゃないかということをお願いいたしますよ。その根拠はどういうことですかということをお尋ねしたいんです。答弁を求めます。

○ 財政部長

行革の基本的なことになります、合併の中で1市4町の中で財政的に非常に厳しいということで合併という選択をしたわけでございます。その中で行政改革に取り組むということで今まで進んできております。公の施設につきましても基本的に財政的に余裕があれば公の施設、全部無料がよろございます。そして、施設も数が多ければ住民サービスが充実しているということでございますが、限られた財源の中にどう公の施設を設置していくかということでその中で公の施設の統廃合ということに取り組んでおりますので、基本的な考え方はそういうことでございます。

○ 原田委員

それはわかるんですよ。ですから頭から何%とかというような言い方というのはその中に私としては表現したわけなんです、その内容、その内容によって違うんじゃないですか。この部分は、これはいじっちゃいけない、むしろ増やすべきなんだ、この部分はやはり痛みを持ちながらもみんなががんばって、市民と共にがんばっていかなきゃならない部分であるとか、それぞれあると思うんです。ところが、どれを見ましても整理統合とかそればかりでいっているから私はこれがおかしいんじゃないですか、といっているんです。頭から何%みたいな考えで行けば、これは小学生だってできる話ですよ。おこづかいがいくら足りなくなりました、じゃあ一台ずつ減らしていきましようというような考えなんですよ、乱暴ないい方なんですけれども。こういったことは今の利用状況、そういった諸々推移したらこれは譲れないなど、これだけは何とかやっ払いこう、むしろ学園都市・飯塚ということであればもう一つ野球場も計画しておりますと、もっとどんどん使ってください、甲子園も行きましたよ、飯塚はと、こういって私はしかるべきだと思うわけです。だから、内容を何度も申し上げますけれども、押しなべてつくるんじゃなく、内容をきちんと精査して、その施設、その施設にあったやり方が私はあるんじゃないかと思うんです。もう一度そこら辺どんな風にお考えかお尋ねいたします。

○ 財務部長

質問者が申されますことは当然でございます。1市4町合併するまでについてはそこその自治体で必要な施設ということで整備をしまっております。それで、先ほども申しましたように財政的に非常に厳しいなかでの選択をしております。やはり重複している施設、今後整備が昼用になってくる施設、そういうものを勘案した中での基本方針ということでさせていただいております。

○ 原田委員

なかなかがんばっていらっしゃるんですけど、しかし無理ということはすでにご存知だと思いますよ、例えばこれを一つ見たって。これは無理ですよ。利用人数はどんどん増えているのに整理統合しますって、利用できないということなんです。3回しよったところを2回やってください、とかそういったことにもなりかねないんですよ。これはこの辺で終わります。

次に先ほど江口委員が質疑されてあった児童クラブのところなんですけれども、これもちょっと私も一言いわせていただきたいんですが、児童クラブの運営を青少年健全育成連絡協議会が委託を受けたと。将来的な完全委託化、一部は指定管理者制度を導入済みですよ。指定管理者制度を導入済みの部分になるかと思いますが、これは委託契約というのは1億7千万円、約2億弱くらいあるんですよ。青少年健全育成の母体ですよ、母屋は総予算というのはどのくらいありますか、課長ちょっと言ってもらっていいですか。

○ 児童育成課長

青少健の独自の事業の予算ということでございますか。

(うなづく)

正確に覚えておりませんが、大体70万から90万円前後くらいだったかなと思っています。

○ 原田委員

そうです、100万円切れているんですよ。総予算が100万円切れているところに2億弱、1億7千万か8千万円かの委託をするということなんです。いわゆる母屋から軒先化したんですけれども、軒先のほうが大きいですよ。もしここで問題があったときに責任問題がどうなるかという事務局がきちんとやっていきますということなんですけれども、事務局が責任を取れるという問題じゃないと思うんですよ。委託するわけでしょう。非常に例えが悪いかもしれませんが、飯塚病院に指定管理で委託しています。医療事故がありました。飯塚市役所が責任を取りますか。取りませんよね。病院が責任を取るじゃないですか。果たして取れるのか。無茶があるんじゃないかなと私はちょっと思うんです。この辺どんな風に考えておられるのか、まずそこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○ 児童育成課長

保障的な、子どもたちの事故とかそういった関係の最終的な責任は、どのようになるのかというご質問だと思いますが、最終的には委託しております市のほうで責任を取るという考え方を持っております。

○ 原田委員

委託契約というのはそういうのはできるんですか。委託契約の中に入るんですか。責任は取らなくていいですよ、名前だけ貸してくださいよ、ということをおっしゃっているんですよ。もう少しわかりやすいように言ってもらえませんか。

○ 児童社会福祉部長

質問議員からご指摘を受けておりますけれども、児童クラブ事業につきましては、従来的には市のほうが基本的な直営でさせていただいております。しかしながら合併を経まして特に飯塚市の場合ですけれども、飯塚市の場合は市が直営と言う形でありながら、たまたま飯塚市の場合には各地区の青少健の関係者の方々、特にPTAとか補導員の皆さん方、そういった地域に密着した充実した活動をされた中で青少年健全育成活動をされておった経緯がございますので、そういったことをふまえた中で協働のまちづくりを進める中で、平成19年度の4月1日から本事業の完全委託化に踏み切ったという状況はございます。質問委員が心配されていますように確かに事業費につきましては1億8千万円、ほぼ全体が主任指導員と臨時指導員、すべて臨時職員ですけれども、これが102名分です。その全体の統括にあたっておられます嘱託的な職員の方が7名おっております。トータル的な109名分の人件費がこの全

額委託料と、あと消耗品的なものが若干あります。あと子どもさん方をお預かりした中で、小学校1年から小学校6年までの希望される方、今年は1802名、去年は1755名、一昨年は1608名、お陰さまで毎年毎年、地域の、やはりどうしても子育て支援の力が弱くなっていく、核家族化が進んできたというようなことで利用者が増えております。万一の事故等につきましてはスポーツ振興センターの保険に加盟をさせていただいております。保険金額につきましては、いろんな条件等ございますけれども、ある一定、1億円程度の保険給付も可能な保険に入っただいておるような状況でございます。委託事業と申しましても、実施主体はあくまでも飯塚市でございます。委員ご指摘の、当然本年度から委託に踏み切っておりますので、ある一定、できるだけ本来やるべきやないかと思えます。しかし、委託を受けられた青少健のみなさん方と担当課の児童育成課の職員もある一定の関係をもちながら、特に苦情処理とか、職員が先ほど言いましたけれども109名全部でおります。職員の間関係等もございまして、そういった部分については児童育成課の課長以下、適宜必要に応じて現場に入った中でよりよい放課後健全育成事業の実施に現在努めておるところでございますので、どうかご理解のほどよろしく願いいたします。

○ 原田委員

ほとんどが人件費ということはわかるんです。個人的に考えるんですけれども、直営であれば臨時職員が多いですから、人材の確保が必要になってくるかなと思うんです。確か半年ですかね。半年、半年ぐらいで変わるんじゃないかなと思うんです。半年か一年か。そうすると、人間を確保しなきゃいけない。そういう事務局運営の円滑化を図るための窮余の策かなというのはわかるんです。わかるんですが、私が心配しておりましたのは果たして母体が100万円切るくらいの予算しか持っていない、年配の方が多いですよ、ボランティアの方々は。そういった方々が、母屋がそれくらいなのに軒先が1億7千万円も8千万円もというのは大丈夫なのかなと。普通の姿じゃないんじゃないかなというのが一つあったんです。それと今言われました保険関係ですね。これは市が払っているということですか、それとも事務局の中で払っておられるんですか。どうなっているんですか。

○ 児童育成課長

保険の関係につきましては個人の年間1,500円という保険料で払っていただいております。

○ 原田委員

市が保険の管理をやっているのか、事務局がやっているのかお聞きしているんです。

○ 児童育成課長

事務局のほうで手続きをさせていただいております。

○ 原田委員

青少健のほうでやっているということですね。わかりました。これはやっぱり雇用も入っていますし、102名だったですかね。職員を入れて109名ということですね。人事のいろいろ問題も出てくるでしょうし、各学童保育所の指導員の配置とかあるかと思えます。庄内で学童保育、この前ちょっとお聞きしましたら、菰田のほうから指導員さんが来られまして、やり方がそれぞれ違うということを認識されて、相互いい刺激になっているというような、確かにいい効果が出ているんだなと思えます。ただ私はそういった諸々問題が起きたときの責任の所在だけはきちんとできるように改めて市のほうが間違いなくやっていきますということを、いま改めてお聞きしましたので、確認させていただいていいわけですね。これで終わります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 人見委員

前回の折に、資料を要求いたしておまして、何もしゃべらないというのはいかがかと思

ましたのでマイクを取らせていただきましたが、詳しくはまた機会があろうかと思うので、私もしっかりとみなさん方の質疑を聞きながら今後の自らの質疑の中身に、さらにボリュームを持たせたいと思っております。それで、この資料に関係してですけれども、前回も言いましたように本日提出の資料1の1ページ、2ページ、特に教育委員会。学校教育それから社会教育、こうしたところに関係する分野というか中身、施設なわけですね。私は前回も言いましたように保育所についても重々有識者、市民の参加を得ながらその統廃合の必要性から具体的な施設の統廃合の対象、園までやっているわけですね。それも聞いていますと、部外者一切公開せずに、とか極端に言えばそういう覚悟の上でやられておるわけですよ。このメンバー、この基本方針を出される以前の分科会のメンバーは行政の――

○ 委員長

いま質疑を受けておるのは、30ページから46ページ。後に1ページから14ページがありますので。

○ 人見委員

すみません。じゃあ後に。

○ 委員長

他にございませんか。

○ 瀬戸委員

全体的には原田委員が先ほど言われたように削るところは削る、残すところは残すということで考えてもらわないと、一律的にすべて統廃合していくというような考え方も少し私もおかしいかなと思うんですが、例えば保健センター、健康増進課の課長がお答えになりましたけど、保健センターはいまから必要性が非常にあるかと思うんですよね。メタボ健診をやっていますよね。それで運動なんかを指導される方の指導を受けて運動をされていくんでしょけど、身近なところに保健センターがあれば、非常に運動もしやすいし、改善もしていきたいんじゃないかなと。よっては医療費とか保健費が削減できるんじゃないかなと思うんですね。そういうことは一遍で削るんじゃなくて、そういうこれから先のことも考えて、いま言ったように削るところは削る、削らないところは残すというような考え方をもって、特に保健センターなんかは、やっていただきたいと思います。

それと市立病院のことを川上委員さんが言われていましたが、地域医療振興協会ですか、指定管理者ですね。飯塚市と同時に長崎県の大村市、そこを一緒にやっていると思うんですけど、大村市のほうは4人医者が余っているらしいんですね。どうして飯塚市のほうに4人余った医者を、科が違うのかわかりませんが、来ていただけないのかと。今年は赤字が決定しているというような話ですが、飯塚市はやる気があるのかなと。いずれ赤字、赤字でやっぱりできまないと。どこかが「じゃあうちが引き受けましょう」というような形があるんじゃないかなという感じがします。それをもう一度よく考えて地域医療振興協会さんのほうと話していただければいいんじゃないかなと思います。

もう一点。野球、先ほど言いかけてやめましたけど、野球場に関してですが、一度教育長にお話をしたと思いますけれども、利用料金の件について先ほど申しましたが、一律じゃないと。はやく一律にしてもらって。それといま少年野球、原田委員も言われましたように施設の利用状況が非常に高い。また少年野球は団体数が非常に多いんですね。今回、飯塚高校もああいうふうにあいまいに行きまして、飯塚市の名前も飯塚高校のおかげでイメージがアップしたんじゃないかなと思われま。子どもたちも夢を持ってこういうスポーツに取り組んでいるんじゃないかなと思う中、それを指導している方たちがほとんどボランティアなんですね。いくらかの、千円くらいの会費をもらってやられています。練習する場所を市のこういう公共の場を借りて練習してあるチームがあるんです。そういうところは利用料金を少しでも安くしていただきたいというお願いを以前していたと思います。これは市長が認める場合というのがあるわけですよ。

から、市長が「それでいい」といわれたらいいわけです。それを言い出してもう何ヶ月になりますか。いまだに改善されない。利用料金も一定していない。これは早急に取り組んでください。これは児童教育の一環ですよ。知育、体育、食育の体育ですよ。その体育の一環としてもやらなくちゃいけないなど。ボランティアでやってもらっているわけですから。非常に使いやすいようにしてあげて然るべきじゃないかなと思っています。その辺を早急に勘案してやっていただきたいなど。これは要望しておきます。

○ 委員長

他に質疑はございませんか。

( な し )

他に質疑が無いようですから基本方針の30ページから46ページまでの質疑を終結いたします。